

平成 2 8 年分所得税・消費税確定申告 (経理、記帳) 相談会

●個人番号(マイナンバー)が記載される確定申告書類について

平成28年1月から税・社会保障・災害対策の行政手続きにおいて個人番号の利用が開始されています。確定申告書類については、**本年(平成28年分)以降の提出から記載が必要**となります。税務署へ提出する際は、**本人の身分確認が必要**となる為、個人番号カードまたは通知カード+運転免許証等の身分証明書を提示・添付(写し)しなければなりません。**当会では、業務の性格上(労働保険事務組合の事務の一部を除く)、個人番号を取り扱うことができません。そのため、個人番号の記載が必要な確定申告書類はお預かりして税務署へ提出することができず、提出は、事業者ご本人様が直接窓口で提出されるか、郵送提出していただくこととなります。**尚、当会ではお預かりして代行提出することはできなくなりますが、**個人番号を記載する前までの確定申告書類の作成サポート(節税対策や経営分析も含めた)、提出準備等のサポートは、従来通り対応させていただきます。**皆様のご理解・ご協力を心よりお願い申し上げます。

※ご相談の際には、マイナンバー(個人番号)の記載を行わない状態でご持参を頂きますようお願い致します。既に記載がある場合は、当会のマスキングテープにて記載部分を隠して頂くか、原本をコピーし、マイナンバー(個人番号)の記載部分を完全に塗りつぶすなどして、個人番号を完全に閲覧できない状態でご持参ください。

開催日	開催場所	
	あきる野ルピア(本所)	あきる野市役所五日市出張所(支所) 2月16日(木)は檜原村役場での開催です。
2月13日(月)	商工会職員・税理士1名	
2月14日(火)	商工会職員・税理士1名	
2月15日(水)	商工会職員・税理士1名	商工会職員・税理士1名
2月16日(木)	商工会職員・税理士1名	商工会職員(檜原村役場)
2月17日(金)	商工会職員・税理士1名	商工会職員・税理士1名
2月20日(月)	商工会職員・税理士1名	
2月21日(火)	商工会職員・税理士1名	商工会職員・税理士1名
2月22日(水)	商工会職員・税理士1名	商工会職員・税理士1名
2月23日(木)	商工会職員・税理士1名	
2月24日(金)	商工会職員・税理士1名	
2月27日(月)	商工会職員・税理士1名	
2月28日(火)	商工会職員・税理士1名	商工会職員・税理士1名
3月1日(水)	商工会職員・税理士1名	商工会職員・税理士1名
3月2日(木)	商工会職員・税理士1名	商工会職員・税理士1名
3月3日(金)	商工会職員・税理士1名	
3月6日(月)	商工会職員・税理士1名	
3月7日(火)	商工会職員・税理士1名	
3月8日(水)	商工会職員・税理士1名	
3月9日(木)	商工会職員・税理士1名	

開催時間 各日程とも10～12時・13～16時(受付は30分前まで)です。

開催場所 本所＝「あきる野ルピア3階 本所(及び産業情報研修室)」

2月13日,20日,22日,27日,3月1日,3日,6日

「あきる野ルピア3階 本所」

2月14～17日,21日,23日,24日,28日,3月2日,7日～9日

支所＝「あきる野市役所五日市出張所2階 第3研修室」

檜原＝「檜原村役場3階 302号室」

裏 面 あ り

確定申告相談準備チェックシート

1. 決算書及び収支内訳書を作成する際にもう一度確かめましょう。

- ①年をまたぐ入金の上計上漏れはありませんか？
- ②経費の算入漏れはありませんか？
- ③経費から家事分（家事按分）を差し引いてありますか？
- ④未使用の商品や材料等の棚卸はしてありますか？
- ⑤10万円以上の減価償却対象資産を購入した領収書等がありますか？
- ⑥事業用車輛を購入した場合、車輛価格と付随費用がわかる書類がありますか？
- ⑦事業用資産を売却した場合、売却した金額、年月日、売却先等はわかりますか？
- ⑧平成28年分の所得税青色申告決算書または収支報告書（白色）がありますか？
- ⑨平成27年分の所得税青色申告決算書または収支内訳書（白色）の控えがありますか？

2. 所得税の確定申告書を作成する際にもう一度確かめましょう。

- ①平成28年分の所得税確定申告書がありますか？
- ②平成27年分の所得税確定申告書の控えがありますか？
- ③医療費控除（一般的には10万円以上の支払）の対象となる方は、領収書がありますか？また、病院、薬局毎などに分類し合計額を計算してありますか？
- ④国民年金控除証明書がありますか？無い場合は、青梅年金事務所（Tel0428-30-3414：国民年金課）で再発行の手続きをして下さい。
- ⑤平成28年分（1月～12月中）国民健康保険料等の支払額はわかりますか？分からない場合は、市役所等の健康保険課等へ連絡して確認をお願いします。尚、後期高齢者医療制度の対象者の方は、市役所等の保険年金課等へ連絡して確認をお願いします。
- ⑥小規模企業共済等の掛金証明書がありますか？
- ⑦生命保険（一般用、個人年金用、介護医療用）の保険料控除証明書がありますか？
- ⑧地震保険の保険料控除証明書がありますか？
- ⑨寄付金控除の受領書または領収書がありますか？
- ⑩住宅借入金等特別控除の対象の方は、前年分の計算明細書、借入金の年末残高証明書等の必要書類がありますか？

3. 消費税の確定申告書を作成する際にもう一度確かめましょう。

- ①平成28年分の消費税確定申告書及び付表がありますか？
- ②消費税一般課税事業者の方は、平成28年分の総勘定元帳を用意されていますか？
- ③消費税率が平成26年4月より8%に引き上げられております。経過措置により5%（旧税率）が適用される場合がございます。適用される5%（旧税率）の取引があればその旨を帳簿に記載していますか？ご不明な方は契約書・請求書・領収書等をご持参ください。
- ④平成27年分、平成26年分の消費税確定申告書の控えがありますか？

*平成27年分以前の確定申告書を国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」又は、税務署のパソコンを使用し提出された方については、税務署から申告書の送付がありませんのでご注意ください。

*本所へお車でお越しになる際の駐車場は、あきる野ルピア付近のまつもとキヨシ裏の「もくせい駐車場」をご利用ください。満車の際は、とうきゅう周辺の有料駐車場（タイムズ24）をご利用ください。駐車券をご持参いただければ割引処理をいたします。

*混雑時におきましては、所得税の確定申告相談を優先させていただきますので、あらかじめご理解とご協力をお願い申し上げます。

注意

所得税の確定申告期限は3月15日（水）迄
消費税の確定申告期限は3月31日（金）迄ですのでご注意ください。

ご不明な点等ございましたら、あきる野商工会までご連絡をお願いいたします。

あきる野商工会 電話番号 本所（559-4511） 支所（596-2511）